

マージン率等の公開について

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開致します（令和2年4月1日）

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 労働者派遣の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
59人	18社	12,000円	8,624円	28.1%

○ マージン率とは

派遣先より株式会社ネオタクトに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られたマージン率といたします。

○ マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料	
退職金	一定年数以上在職時に支給される退職金費用	
有給休暇費用	年次有給休暇に係る費用	
会社 運 営 経 費	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病健診の受信費用
	求人費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費用
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録面接・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業利益	会社運営上の営業利益

2. 教育訓練に関する事項

- ・送り出し教育
- ・分野基礎教育（物流システム、物流用語、ハンドフォーク教育、サニテーション教育等）
- ・安全衛生教育（労働安全衛生法に定められる教育）
- ・フォークリフト資格取得及び現場での基礎操作教育（希望者）

以上